

2024年11月1日

本学学生各位

道路交通法の改正に伴う注意喚起について

神奈川大学長 小熊 誠

さて先般、本学学生の道路交通法違反による不祥事がありました。この程の道路交通法改正を機に、改めてここに、神奈川大学の学生として、また一社会人としての自覚を持ち、下記の改正点を含め法令遵守のもと責任ある行動を心がけてください。

■自転車に関する道路交通法の改正について

自転車による死亡・重傷事故の増加を背景に、道路交通法に新たな罰則規定が追加され、2024年11月1日より施行されました。

<主な改正点>

1.ながら運転の禁止

自転車運転中のスマートフォン操作や画面の注視などは禁止されます。違反者には6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金が科され、さらに交通の危険を生じさせた場合には1年以下の懲役または30万円以下の罰金となります。

2.飲酒運転の禁止

自分自身の飲酒運転はもちろんのこと、飲酒運転の恐れがある者への自転車の提供、飲酒を勧める行為、飲酒運転者への同乗依頼および同乗する行為も禁止です。罪に応じて懲役刑もしくは罰金刑が科されます。

3.違反を繰り返す者への対応

一定の違反を繰り返し、交通の危険を招く恐れがある場合は、「自転車運転者講習制度」の受講命令が下され、従わない場合には処罰されます。

また、神奈川県内で自転車を運転する場合、自転車損害賠償責任保険の加入は義務、ヘルメットの着用は努力義務となっています。

■自動車・バイク等の飲酒運転車両の同乗について

自動車やバイクの飲酒運転は極めて危険で悪質な犯罪です。運転者だけでなく、飲酒運転をする恐れのある者の車両に同乗する行為、車両の提供、飲酒を勧める行為もすべて違法であり、厳しい刑事・行政処分の対象となります。

■電動キックボードについて

本学では通学手段を徒歩、電車・バス等の公共交通機関、自転車(横浜キャンパスのみ)に限定しており、車両通学は禁止しています。電動キックボード(特定小型原動機付自転車)による通学や学内での使用も禁止としています。

以上、道路交通法に関する周知となります。法律や規則に反した行為は処罰や処分の対象となり、知らないことを理由に逃れることはできません。十分に注意してください。

【参考：警視庁ホームページより】

[自転車に関する道路交通法の改正について 警視庁 \(tokyo.lg.jp\)](#)

〔お問い合わせ〕

横浜キャンパス

学生課窓口 電話:045-481-5661

みなとみらいキャンパス

学生課窓口 電話:045-664-3710